

平成 29 年度県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用 ガイドラインの運用状況調査結果

愛知県環境部環境活動推進課
愛知県健康福祉部保健医療局生活衛生課
愛知県農林水産部農業経営課

県民の安全・安心への関心が高まる中、愛知県では、平成 20 年 3 月に「県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました（最終改正：平成 28 年 3 月 24 日）。これは、病害虫、ねずみ・昆虫等の防除に当たり、県自らが率先して農薬、殺虫剤等の薬剤の適正使用を徹底し、施設利用者や周辺住民等に健康被害が生じないように配慮するものです。

今回、平成 29 年度の県有施設 1,765 施設におけるガイドラインの運用状況について取りまとめました。

その結果、各県有施設において、適切な防除技術を組み合わせることにより薬剤の使用量を最小限にするとともに、薬剤の適正使用にも努めており、このガイドラインに基づき適切に対応していることがわかりました。

1 調査概要

(1) 調査対象施設

県が所有又は管理する建物、土地及び樹木等の植物であって知事部局、企業庁、病院事業庁、教育委員会及び警察本部が管理している全ての施設（以下「県有施設」という。）

表－1 県有施設数の内訳

部局等	知 事 部 局										企業庁	病院事業庁	教育委員会	警察本部	合計
	政策企画局	総務部	振興部	県民生活部*	防災局	環境部	健康福祉部	産業労働部	農林水産部	建設部					
県有施設数	1	38	5	10	31	91	58	25	62	462	74	4	199	705	1,765

注1) 道路、河川等は管理している地方機関ごとに1施設として計上した。

注2) 施設等の管理を委託している場合も含む。

※平成30年4月1日から「県民文化部」に名称を変更。

(2) 調査対象薬剤

- ア 農 薬：農作物（樹木及び農林産物を含む。）を害する病害虫及び雑草等の防除に用いられる殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、忌避剤等の薬剤及び植物成長調整剤であって、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けた薬剤
- イ 殺虫剤：人の健康を損なう昆虫等及び人に不快感を与える昆虫等の防除に用いられる薬剤（農薬を除く。）
- ウ 殺そ剤：ねずみの防除に用いられる薬剤（農薬を除く。）
- エ 消毒剤：病原微生物の消毒に用いられる薬剤（器具、人体等の消毒に用いられる薬剤を除く。）

(3) 調査項目

「県有施設における農薬・殺虫剂等薬剤適正使用ガイドライン自主点検票」により、県有施設を対象に、平成29年度における病害虫、ねずみ・昆虫等の発生予防、早期発見及び防除の考え方並びに農薬、殺虫剤、殺そ剤及び消毒剤を使用した施設については使用の状況を調査しました。

2 調査結果の概要

(1) 病害虫等の発生予防

農薬に係る調査の結果、該当施設（1,702 施設）の全てが、伝染源の除去等により、薬剤によらず農薬の使用対象となる病害虫等の発生予防に努めていました。

殺虫剤・殺そ剤に係る調査の結果、該当施設（1,629 施設）の全てが、清掃の徹底などにより、殺虫剤・殺そ剤の使用対象となるねずみ、昆虫等の発生源対策に努めていました。

表－2 病害虫等の発生予防（農薬）

区分	点検項目	実施	一部実施	未実施	非該当
発生予防	日頃から、薬剤以外の方法で伝染源除去等による病害虫等の予防に努めていますか。	1,702	0	0	63

注) 非該当：ビル等に入居し、土地を管理していない施設等

表－3 病害虫等の発生予防（殺虫剤及び殺そ剤）

区分	点検項目	実施	一部実施	未実施	非該当
発生予防	日頃から清掃の徹底などの発生源対策に努めていますか。	1,629	0	0	136

注) 非該当：管理する建物がない施設等

(2) 病害虫等の早期発見

農薬についての調査の結果、該当施設（1,702 施設）の全てが、定期的な生息調査などにより、病害虫等の発生の早期発見に努めていました。

殺虫剤・殺そ剤についての調査の結果、該当施設（1,629 施設）の全てが、殺虫剤・殺そ剤の使用対象となるねずみ、昆虫等の定期的な生息調査を行っており、早期発見に努めていました。

表－4 病害虫等の早期発見（農薬）

区分	点検項目	実施	一部実施	未実施	非該当
早期発見	定期的な生息調査などにより、病害虫等の発生状況を確認していますか。	1,702	0	0	63

注) 非該当：ビル等に入居し、土地を管理していない施設等

表－5 病害虫等の早期発見（殺虫剤及び殺そ剤）

区分	点検項目	実施	一部実施	未実施	非該当
早期発見	定期的な生息調査などにより、ねずみ・昆虫等の発生状況を確認していますか。	1,629	0	0	136

注) 非該当：管理する建物がない施設等

(3) 病虫害等の防除の考え方

農薬についての調査の結果、該当施設（1,702施設）の全てが、防除の考え方に沿って適切に対応していました。

殺虫剤・殺そ剤についての調査の結果、該当施設（1,629施設）の全てが、防除の考え方に沿って適切に対応していました。

表－6 病虫害等の防除の考え方（農薬）

区分	点検項目	実施	一部実施	未実施	非該当
防除の考え方	病虫害等の発生状況から防除の必要性を判断していますか。	1,702	0	0	63
	まずは、捕殺や抜き取りなどの物理的防除を優先していますか。	1,702	0	0	63
	定期的な農薬使用をしていませんか。	1,702	0	0	63

注) 非該当：ビル等に入居し、土地を管理していない施設等

表－7 病虫害等の防除の考え方（殺虫剤及び殺そ剤）

区分	点検項目	実施	一部実施	未実施	非該当
防除の考え方	定期的な生息調査の結果などから防除の必要性を判断していますか。	1,629	0	0	136
	まずは、環境整備を含んだ発生源対策及び侵入防止対策を行っていますか。	1,629	0	0	136
	物理的防除を優先し、有効かつ適切な方法を組み合わせて防除を行っていますか。	1,629	0	0	136
	ねずみ・昆虫等の発生に関わらず、定期的な殺虫剤・殺そ剤使用をしていませんか。	1,629	0	0	136
	乳幼児など、健康に配慮する必要がある人がいる区域については、殺虫剤・殺そ剤の使用をなるべく避けていますか。	1,629	0	0	136

注) 非該当：管理する建物がない施設や一般の出入りがない施設

(4) 薬剤の適正使用と委託

県有施設のうち、農薬を使用したのは 133 施設、殺虫剤及び殺そ剤を使用したのは 203 施設、消毒剤を使用したのは 18 施設でした。薬剤を使用した全ての施設がガイドラインどおりに適正に使用していました。

表－8 薬剤を使用した県有施設数の内訳

部局等 薬剤	知 事 部 局										企業庁	病院事業庁	教育委員会	警察本部	合計
	政策企画局	総務部	振興部	県民生活部 [※]	防災局	環境部	健康福祉部	産業労働部	農林水産部	建設部					
県有施設数	1	38	5	10	31	91	58	25	62	462	74	4	199	705	1,765
農薬	1	3	1	3	0	2	5	4	16	22	0	0	75	1	133
殺虫剤・殺そ剤	1	10	2	3	1	0	9	6	8	73	0	4	65	21	203
消毒剤	0	0	1	1	1	0	4	1	3	1	0	0	6	0	18

※平成 30 年 4 月 1 日から「県民文化部」に名称を変更。

表－9 農薬の適正使用と委託

区分	点検項目	実施	一部実施	未実施	非該当
農薬の 適正使用	農薬は、農林水産省の登録番号のある農薬を使用していますか。	133	0	0	1,632
	農薬は、ラベルの使用方法に基づき使用していますか。	133	0	0	1,632
	農薬は原則として混合して使用しない、特に有機リン系農薬同士の混合は絶対に行わないようにしていますか。	133	0	0	1,632
	農薬散布は必要最小限にしていますか。	133	0	0	1,632
	農薬は、散布以外の使用方法があれば優先していますか。	132	0	0	1,633
	農薬の飛散防止に配慮していますか。	133	0	0	1,632
	周辺住民等に対して、農薬使用について十分に周知していますか。	133	0	0	1,632
	学校や通学路の近隣、公園等では、危害防止に最大限配慮していますか。	125	0	0	1,640
	農薬の使用状況を記録し、保存していますか。	133	0	0	1,632
委託	業者委託の場合もこのガイドラインを遵守していますか。	53	0	0	1,712

注) 非該当：農薬を使用していない施設や、山間地域等で周辺に民家がなく、学校や通学路の近隣等でない施設。委託については業者委託を行っていない施設。

表-10 殺虫剤・殺そ剤の適正使用と委託

区分	点検項目	実施	一部実施	未実施	非該当
殺虫剤 及び 殺そ剤の 適正使用	殺虫剤・殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品を使用していますか。	203	0	0	1,562
	殺虫剤・殺そ剤は、その容器のラベル等に記載された使用方法等に基づき使用していますか。	203	0	0	1,562
	殺虫剤・殺そ剤を使用する場合は、薬剤の種類・量などについて十分な検討を行い、散布以外の方法を優先していますか。	203	0	0	1,562
	食毒剤（毒餌剤）を使用する場合は、誤食防止を図るとともに、防除作業終了後、直ちに回収していますか。	168	0	0	1,597
	殺虫剤・殺そ剤を使用した後は、必要な措置を行うことにより、施設利用者等の安全確保を図っていますか。	203	0	0	1,562
	殺虫剤・殺そ剤を使用する場合は、施設の利用者等に対して、日時、作業方法等について十分に周知していますか。	203	0	0	1,562
	殺虫剤・殺そ剤の使用状況を記録し、保存していますか。	203	0	0	1,562
委託	業者委託の場合もこのガイドラインを遵守していますか。	152	0	0	1,613

注) 非該当：殺虫剤、殺そ剤、食毒剤（毒餌剤）を使用していない施設。委託については業者委託を行っていない施設。

表-11 消毒剤の適正使用と委託

区分	点検項目	実施	一部実施	未実施	非該当
消毒剤の 適正使用	消毒剤は、医薬品、医薬部外品又は食品添加物を使用していますか。	18	0	0	1,747
	消毒剤は、ラベルの使用方法に基づき使用していますか。	18	0	0	1,747
	消毒剤を使用する場合は、薬剤の種類・量などについて十分な検討を行い、散布以外の方法を優先していますか。	18	0	0	1,747
	消毒剤を使用した後は、必要な措置を行うことにより、施設利用者等の安全確保を図っていますか。	18	0	0	1,747
	消毒剤を使用する場合は、施設の利用者等に対して、日時、作業方法等について十分に周知していますか。	18	0	0	1,747
	消毒剤の使用状況を記録し、保存していますか。	18	0	0	1,747
委託	業者委託の場合もこのガイドラインを遵守していますか。	6	0	0	1,759

注) 非該当：消毒剤を使用していない施設。委託については業者委託を行っていない施設。

3 まとめ

各県有施設においては、適切な防除技術を組み合わせることにより薬剤の使用量を最小限にするとともに、薬剤の適正使用にも努めており、このガイドラインに基づき適切に対応していることがわかりました。

引き続き、このガイドラインに基づく取組を推進するとともに、県内市町村等へも一層の普及・啓発を図ってまいります。